

令和6年12月2日から保険証の新規発行は終了しました

健康保険証の新規発行は終了しました

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行ができなくなり、マイナ保険証（健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード）で医療機関等を受診していただく仕組みに移行しております。

お手元の健康保険証について

現在お手元にある健康保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

※退職により健康保険の資格を喪失した場合は、退職日までとなります。

※住所・氏名変更、紛失等による健康保険証の再交付はできなくなります。

※令和7年7月31日までに70歳なられる方や後期高齢者医療制度に移行する方は有効期限が異なります。



健康保険証の有効期限（令和7年7月31日）が切れた後について

①マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録済みでない方

令和7年7月に現行保険証サイズの「**資格確認書**」を送付します。（申請は不要）

②マイナンバーカードを健康保険証として利用登録済みの方

健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカードで受診可能です。

令和7年7月に資格情報を記載したA4サイズの「**資格情報のお知らせ**」を送付します。（申請は不要）

令和6年12月2日以降の各種届け出について

加入	従業員の新規採用について、できるかぎり入社日前に加入届書類を作成いただきますよう（特に適用除外申請される場合）ご協力をお願いいたします。 ・『資格取得届』の様式にマイナ証登録の有無欄を追加しましたので新様式をご利用ください。
脱退	従業員の退職の場合、退職後ただちに『資格喪失届』をご提出ください。 ・保険証または資格確認書をお持ちの場合は必ず添付願います。
住所・氏名変更	住所・氏名変更の際は、『住所・氏名変更届』を遅滞なくご提出ください。 ※住民票の添付は不要といたします。 ・保険証または資格確認書をお持ちの場合は必ず添付願います。